

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」
(平成14年3月28日国総建第67号)の一部改正について

平成20年1月
総合政策局建設業課

1. 趣 旨

平成19年9月の中央建設業審議会総会における経営事項審査の改正案についての審議を踏まえ、経営事項審査制度の見直しを検討しているところですが、この改正に併せて「建設業者の不正行為等に対する監督処分基準について」(平成14年3月28日国総建第67号。以下「基準」という。)の一部改正を行うものです。

なお、改正後の新基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に行われた不正行為に対して適用することとします。

2. 内 容

- ① 建設業者が虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出し、又は公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、当該建設業者に対して30日以上営業停止処分を行うこととする。
- ② ①の場合において不正行為を行った建設業者が、経営事項審査において以下の項目に該当し加点されていた場合は、45日以上営業停止処分を行うこととする。
 - イ 会計監査人の設置
 - ロ 会計参与の設置
 - ハ 建設業の経理実務の責任者(※)により経理について確認し自署を付されたものの提出

なお、上記②イ、ロ又はハに該当することによって加点措置が講じられることについては、今後公布する改正建設業法施行規則及び告示「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」において規定し、平成20年4月1日より施行する予定。

※ 建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号に規定する登録経理試験をいう。)の1級試験に合格した者のいずれかに該当する者。

以上